

山口県保育士試験受験対策学習費用補助事業実施要綱

1 事業の目的

保育人材の確保を図るため、保育士試験受験のための学習に要した費用を補助することで保育士資格取得者の拡充を図り、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業内容

保育士試験により保育士資格取得を目指す者が保育士試験合格後、保育所等に保育士として勤務することが決定した者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用を補助する。

3 対象者等

対象者は、保育士試験により保育士資格の取得を目指す者であって、保育士試験に合格後、別添1に掲げる県内施設又は事業（以下「対象施設等」という。）で保育士として勤務することが決定し、令和7年4月1日以降に勤務を開始した者であること。

ただし、令和7年4月1日以前に、別添1に掲げる施設又は事業（県外施設含む。）で保育士として従事したことがある者は除く。

なお、雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による助成等を受けている場合は、本事業の対象とならない。

また、補助金の申請は1名につき1度までとする。

4 対象経費等

(1) 対象経費

本事業の対象となる費用（以下「対象経費」という。）は、保育士試験受験講座の受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制）に要する費用であって、当該講座を開講している事業者（以下「講座実施事業者」という。）が証明する当該事業者に対して支払われた経費のうち、以下に掲げる経費とする。

なお、対象経費の支払いの対象となる期間は、保育士試験の筆記試験日から起算して2年前の属する月の1日までのものとする。

- ①入学料（講座実施事業者における受講の開始に際し、当該講座実施事業者に納付する入学金又は登録料）

②受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。））

③上記経費の消費税

（2）対象外経費

以下に掲げるものについては対象経費とならない。

①その他の検定試験の受講料

②受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費

③補講費

④講座実施事業者が定める期間を超えて受講した場合に必要な費用

⑤講座実施事業者が実施する各種行事参加に係る費用

⑥学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用

⑦受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等

5 対象経費の支払い等

（1）支払い

対象経費は、対象者が保育士証の交付を受け、対象施設等に勤務することが決定し、勤務を開始した後に支払うことができる。

（2）支払いの申請及び確認

対象者は、保育士証の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日までに、受験対策学習費用支給申請書（以下「支給申請書」という。別添様式）及び次に掲げる書類を県に提出すること。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りでない。

①対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類

②対象施設への勤務が開始したことを確認できる書類

③講座実施事業者が発行する対象経費の領収書

④保育士証の写し

（3）留意事項

①算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とすること。

②入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として講座実施事業者が証明する額又は講座実施事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額を対象とするこ

と。

③クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、対象経費に該当しないこと。

④支給申請時点で講座実施事業者に対して未納となっている入学料又は受講料は対象とならないこと。

（４）領収書について

①受講に係る領収書等

講座実施事業者が対象経費について発行した領収書又は講座実施事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「振込証明書類」という。）とする。

なお、クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の控に必要事項を付記したものを含む。）とすること。

②領収書（又は振込証明書類或いはクレジット契約証明書。以下「領収書等」という。）には、次の事項が記載されていることを確認すること。

ア 「講座実施事業者の名称」

イ 「支払者名」

ウ 「領収額（又はクレジット契約額）」

エ 「領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）」

オ 「領収日（又はクレジット契約日）」

③領収書等に訂正のある場合、講座実施事業者の訂正印又は署名のないものは無効であること。

④領収書等については、確認後、県で写しを取り、原則として対象者に返却するものとする。

6 費用

県は、本事業に要する費用について、予算の範囲内で補助するものとする。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別添 1（対象施設等）

①保育所

②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園

③児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業のうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 3 章第 2 節に規定する小規模保育事業 A 型及び同章第 3 節に規定する小規模保育事業 B 型であって、児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の認可を受けたもの

④児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業であって、児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の認可を受けたもの

⑤乳児院

⑥児童養護施設

※いずれも国又は地方公共団体が設置したものを除く。